



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2014年9月17日(水)

消費税の中間申告額は 何故多いの？

消費税の中間申告

消費税は決算によって申告した前年度の消費税額（国税部分の金額）によって、その年度に中間で申告する消費税の回数が異なります。

48万円超 400万円以下は1回

400万円超 4,800万円以下は3回

4,800万円超は11回 となります。

申告と言っても特に大きく業績が変動していない場合は、既に税務署の方で計算してきた申告書に署名押印をして提出するだけです。

そして中間申告額は、年1回の場合は前年消費税額の1/2、年3回の場合は前年消費税額の1/4、年11回の場合は前年消費税額の1/12、となっておりまして。

「なっております」と言うのは、既にお気づきの方もいると思いますが、今年は4月に消費税率が5%から8%に上がったために、4月1日以降に開始する事業年度の法人においては中間申告額が若干増えております。

中間申告額が何故増えるのか

まず、一般的に消費税と言っても、その中身は、国税と地方税の合計となっております。5%の時は国税4%、地方税1%で

したが、8%になって国税6.3%、地方税1.7%となりました。

次に、法律で決められた消費税の中間申告額の計算方法によります。中間申告額の計算方法は以下によります（1/2の場合を例にとっております）。

- ① 前年消費税額のうち国税の1/2の金額
- ② ①の国税に地方税分を乗じた金額
- ③ ①+②を中間申告額とする

具体例で示すと

3月31日決算の前年消費税額100万円（消費税5%のため国税80万円、地方税20万円）を例にとりご説明すると、

- ① 80万円÷2=40万円
- ② 40万円×17÷63=10.79…万円
- ③ 40万円+10.79…万円=50.79…万円

となり前年消費税額100万円の1/2である50万円より7,900円（100円未満切り捨て）多くなることとなります。



ご面倒をおかけ
しますがよろし
くお願いいたし
ます。